

京都市告示第 97 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年4月24日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都広河原 美山線	北区紫竹上堀川町25番地の1地先から	旧	メートル 110.60	メートル 8.70 ~ 15.65
	同町20番地地先まで	新	110.60	23.56 ~ 25.34

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上高野26号 線	左京区上高野鐘突町7番地の7地先から	旧	メートル 51.10	メートル 2.25 ~ 2.30
	同町11番地の1地先まで	新	51.10	6.05
上高野27号 線	左京区上高野鐘突町2番地の7地先から	旧	9.70	1.60
	同町11番地の1地先まで	新	9.70	0.91 ~ 1.95

山科北花山 緯13号線	山科区北花山市田町17番地の5地先から	旧	33.00	0.90 ~ 1.80
	同町22番地の10地先まで	新	33.00	0.91 ~ 5.85
大原野100号 線	西京区上里南ノ町661番地の2地先から	旧	580.30	32.00 ~ 51.50
	同町762番地の1地先まで	新	582.10	5.00 ~ 38.90
久我経51号 線	伏見区久我東町1番地の135地先から	旧	50.80	6.00 ~ 6.10
	同町1番地の279地先まで	新	50.80	7.73 ~ 7.87

(建設局土木管理部道路明示課)